官庁報告

公聴会

原子力発電所の設置に係る公開ヒアリングの開催

原子力発電所の設置に係る公開ヒアリングの件名、期日及び場所並びに事案の要旨等を次のように告示する。

平成二十二年四月八日

経済産業大臣　直嶋　正行

一　件名　九州電力株式会社川内原子力発電所三号機の設置に係る公開ヒアリング

二　期日　平成二十二年五月十八日（午前九時三十分から午後六時二十分まで）

三　場所　鹿児島県薩摩川内市若松町三番十号　川内文化ホール

四　事案の要旨　九州電力株式会社川内原子力発電所三号機の設置に係る諸問題について

五　その他

1　目的　九州電力株式会社川内原子力発電所三号機の設置について、地元住民からの意見の聴取、九州電力株式会社による説明等を行い、地元住民の理解の増進に資する。

2　意見陳述のための手続等　開催期日において、鹿児島県薩摩川内市、阿久根市、いちき串木野市に引き続き三月以上住所を有する年齢満二十歳以上の者であって公開ヒアリングに出席して意見を述べることを希望する者は、様式第一により、郵便番号、住所、電話番号（携帯電話がある場合はその電話番号を付記すること。）、年齢及び職業並びに意見の要旨（千二百字以内とする。）を記載した経済産業大臣あての届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「九州電力関係公開ヒアリング陳述希望」の旨を必ず記載して平成二十二年四月二十八日までに経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力立地・核燃料サイクル産業課原子力発電立地対策・広報室（郵便番号一〇〇―八九三一　東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）に到達するよう郵送すること。意見陳述の届出が多数の場合は、経済産業省が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

3　傍聴のための手続等　年齢満二十歳以上の者であって公開ヒアリングの傍聴を希望する者は、様式第二により、往復はがき（一人一通に限ることとし、郵便番号、住所、電話番号（携帯電話がある場合はその電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、年齢、職業、「九州電力関係公開ヒアリングの傍聴希望」の旨及び返信用はがきのあて先を必ず明記すること。）にて、平成二十二年四月二十八日までに経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力立地・核燃料サイクル産業課原子力発電立地対策・広報室（郵便番号一〇〇―八九三一　東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）に到達するよう申し込むこと。傍聴申込みが多数の場合は、経済産業省が傍聴できる者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

様式第1

意見陳述届出書

経済産業大臣　殿

（ふりがな）
届出者　氏名　　年齢
（郵便番号）
住所（電話番号（携帯電話がある場合はその番号を付記すること。））
職業

九州電力株式会社川内原子力発電所三号機の設置に係る公開ヒアリングに出席して意見を述べたいので、別紙のとおり意見の要旨を付して届け出ます。

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　別紙は、なるべく日本工業規格Ａ４の大きさの400字詰め原稿用紙を横書きで使用すること。

様式第2

裏面（往信）

一　九州電力関係公開ヒアリング傍聴希望
二　申込者の住所（郵便番号及び電話番号（携帯電話がある場合はその番号を付記すること。））
三　申込者の氏名（ふりがな）及び年齢
四　申込者の職業

裏面（返信）

（白紙）

表面（往信）

郵便往復はがき

1 0 0 8 9 3 1

東京都千代田区霞が関一丁目三番一号
経済産業省資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
原子力発電立地・核燃料サイクル産業課
原子力発電立地対策・広報室
行

往信

表面（返信）

郵便往復はがき

返信

申込者の住所
申込者の氏名